

豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

豊後高田市長 佐々木 敏 夫

豊後高田市条例第22号

豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊後高田市消防団員等公務災害補償条例（平成17年豊後高田市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第18条中「行う者に対して、葬祭補償として」を「行う者に対して」に、「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊後高田市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた豊後高田市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の豊後高田市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定

に基づく葬祭補償の内払とみなす。